

第196号（令和7年4月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【規則】

△ 横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則の一部を改正する規則【財政局契約第一課】	5
△ 横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則等の一部を改正する規則【こども青少年局保育・教育認定課】	6
△ 横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局保険年金課】	8
△ 緑の環境をつくり育てる条例施行規則等の一部を改正する規則【みどり環境局戦略企画課】	15

【告示】

△ 温室効果ガスの排出の抑制に関する指針に係る告示の廃止【脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素マネジメント課】	16
△ 横浜州市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	17
△ 同【財政局税制課】	18
△ 栄区笠間三丁目における街区の変更【市民局窓口サービス課】	20
△ 計量法第20条第1項の規定に基づく横浜市指定定期検査機関として行う特定計量器定期検査業務にかかる使用料の収納事務の委託【経済局消費経済課】	22
△ 児童福祉施設の廃止承認【こども青少年局こども施設整備課】	23
△ 同【こども青少年局こども施設整備課】	24
△ 同【こども青少年局こども施設整備課】	25
△ 同【こども青少年局こども施設整備課】	26
△ 同【こども青少年局こども施設整備課】	27
△ 児童福祉施設の廃止及び確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】	28
△ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】	29
△ 同【こども青少年局こども施設整備課】	30
△ 同【こども青少年局こども施設整備課】	31
△ 同【こども青少年局こども施設整備課】	32
△ 同【こども青少年局こども施設整備課】	33
△ 同【こども青少年局こども施設整備課】	34
△ 同【こども青少年局こども施設整備課】	35
△ 同【こども青少年局こども施設整備課】	36
△ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】	37
△ 同【こども青少年局こども施設整備課】	38

△	同	【こども青少年局こども施設整備課	39
△	同	【こども青少年局こども施設整備課	40
△	家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認	【こども青少年局こども施設整備課】	41
△	同	【こども青少年局こども施設整備課】	42
△	同	【こども青少年局こども施設整備課】	43
△	同	【こども青少年局こども施設整備課】	44
△	同	【こども青少年局こども施設整備課】	45
△	同	【こども青少年局こども施設整備課】	46
△	同	【こども青少年局こども施設整備課】	47
△	同	【こども青少年局こども施設整備課】	48
△	同	【こども青少年局こども施設整備課】	49
△	家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退	【こども青少年局こども施設整備課】	50
△	同	【こども青少年局こども施設整備課】	51
△	同	【こども青少年局こども施設整備課】	52
△	幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認	【こども青少年局こども施設整備課】	53
△	同	【こども青少年局こども施設整備課】	54
△	同	【こども青少年局こども施設整備課】	55
△	同	【こども青少年局こども施設整備課】	56
△	同	【こども青少年局こども施設整備課】	57
△	同	【こども青少年局こども施設整備課】	58
△	生活保護法に基づく医療機関の指定	【健康福祉局生活支援課】	59
△	生活保護法に基づく施術者の指定	【健康福祉局生活支援課】	62
△	生活保護法に基づく指定医療機関の変更	【健康福祉局生活支援課】	63
△	生活保護法に基づく指定施術者の変更	【健康福祉局生活支援課】	66
△	生活保護法に基づく指定医療機関の休止	【健康福祉局生活支援課】	67
△	生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	【健康福祉局生活支援課】	68
△	生活保護法に基づく指定施術者の廃止	【健康福祉局生活支援課】	71
△	生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	【健康福祉局生活支援課】	72

△ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	73
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	74
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】	81
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	82
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	84
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	87
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	88
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	90
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	91
△ 地籍調査の実施【みどり環境局地籍調査課】	92
△ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】	93
△ 飼育動物の収集運搬手数料収納事務の委託【資源循環局業務課】	96
△ 赤レンガパーク駐車場使用料の収納事務の委託【港湾局賑わい振興課】	97
△ 赤レンガパーク等使用料の徴収事務の委託【港湾局賑わい振興課】	98
△ 令和7年度包括外部監査契約の締結【監査事務局監査管理課】	99
【公告】	
△ 職員の懲戒処分【総務局人事課】	100
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	101
△ 同【経済局商業振興課】	102
△ 公園の設置【みどり環境局公園緑地管理課】	104
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壌環境課】	105
△ 計画段階配慮書の縦覧【みどり環境局環境影響評価課】	106
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】	107
△ 横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	108
△ 同【建築局都市計画課】	109
△ 同【建築局都市計画課】	110
△ 同【建築局都市計画課】	111
△ 同【建築局都市計画課】	112
△ 同【建築局都市計画課】	113
△ 横浜国際港都建設計画公園等の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	114
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	115
△ 同【建築局調整区域課】	116
△ 同【建築局調整区域課】	117
△ 同【建築局調整区域課】	118
△ 同【建築局調整区域課】	119
△ 同【建築局調整区域課】	120
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	121
△ 同【建築局調整区域課】	122
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	123
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	124
△ 同【建築局建築指導課】	125
△ 同【建築局建築指導課】	126
【区告示】	

△ 認可地縁団体の告示事項の変更【戸塚区地域振興課】	127
[区公告]	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【磯子区総務課】	128
△ 同【泉区総務課】	129
△ 同【都筑区総務課】	130
[水道局]	
△ 横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程【サービス推進課】	131
[交通局]	
△ 横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】	133
△ 職員の懲戒処分【人事課】	135
[教育委員会]	
△ 横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正【教職員人事課】	136
[人事委員会]	
△ 選考職（昇任）の指定の一部改正【任用課】	137
[正誤]	138

規 則

横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第54号

横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則の一部を改正する規則

横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成7年12月横浜市規則第136号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「以下」を「次項及び第3項において」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「、第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条第8項中「第6項まで」を「第5項まで」に改め、同項を同条第7項とする。

第7条中「第4項まで」を「第3項まで」に改める。

第8条第1項中「同条第8項」を「同条第7項」に改め、同条第3項中「第6条第7項」を「第6条第6項」に改める。

第13条第7号中「同条第7項」を「同条第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（横浜市報調達公告版発行規則の一部改正）

2 横浜市報調達公告版発行規則（平成16年3月横浜市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第7項」を「第6項」に改める。

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第55号

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則等の一部を改正する規則

(横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部改正)

第1条 横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則(平成27年3月横浜市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「の特例」を削り、同条中「横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例施行規則(昭和31年12月横浜市規則第101号)第2条ただし書の規定により、」を削る。

(横浜市児童福祉施設入所者等の措置費等の徴収に関する規則の一部改正)

第2条 横浜市児童福祉施設入所者等の措置費等の徴収に関する規則(昭和31年11月横浜市規則第100号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「の特例」を削り、同条中「横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例施行規則(昭和31年12月横浜市規則第101号)第2条ただし書の規定により、」を削る。

(横浜市後期高齢者医療に関する条例等施行規則の一部改正)

第3条 横浜市後期高齢者医療に関する条例等施行規則(平成20年3月横浜市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「の特例」を削り、同条第1項中「横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例施行規則(昭和31年12月横浜市規則第101号。以下「市税外徴収規則」という。)第2条ただし書の規定により、」を削り、同条第2項中「市税外徴収規則第3条ただし書の規定により、」を削り、同条第3項中「市税外徴収規則第7条第3項」を「横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例施行規則(昭和31年12月横浜市規則第101号)第6条第3項」に改める。

(横浜市障害児福祉手当及び特別障害者手当事務取扱規則の一部改正)

第4条 横浜市障害児福祉手当及び特別障害者手当事務取扱規則(昭和50年12月横浜市規則第123号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「の特例」を削り、同条中「横浜市税外収入

の督促及び延滞金の徴収に関する条例施行規則（昭和31年12月横浜市規則第101号）第2条ただし書の規定により、」を削る。

附則第2項中「横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例施行規則第2条ただし書の規定により、」を削る。

（老人福祉法施行細則の一部改正）

第5条 老人福祉法施行細則（昭和39年6月横浜市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「の特例」を削り、同条中「横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例施行規則（昭和31年12月横浜市規則第101号）第2条ただし書の規定により、」を削る。

（横浜市介護保険条例等施行規則の一部改正）

第6条 横浜市介護保険条例等施行規則（平成12年3月横浜市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第38条の見出し中「の特例」を削り、同条第1項中「横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例施行規則（昭和31年12月横浜市規則第101号。以下「市税外徴収規則」という。）第2条ただし書の規定により、」を削り、同条第2項中「市税外徴収規則第3条ただし書に規定する」を削り、同条第3項中「市税外徴収規則第7条第3項」を「横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例施行規則（昭和31年12月横浜市規則第101号。以下「市税外徴収規則」という。）第6条第3項」に改め、同条第4項中「第7条第3項」を「第6条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第56号

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年3月横浜市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ア中「／療養費／特別療養費／支給申請書、移送費支給申請書及び障害児育児手当金支給申請書」を「療養費支給申請書、特別療養費支給申請書、移送費支給申請書及び第10条の2に規定する申請書」に改める。

第4条第2項中「国民健康保険被保険者受療証発行申請書」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 世帯主の氏名及び住所
- (2) 受療証の交付を受けようとする被保険者の氏名、生年月日、性別及び一部負担金の割合
- (3) 受療証の交付を受けようとする理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

第7条第1項中「国民健康保険一部負担金／減免／徴収猶予／申請書」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 世帯主の氏名及び住所
- (2) 減免又は徴収猶予を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び世帯主との続柄
- (3) 減免又は徴収猶予を受けようとする理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

第7条第2項中「国民健康保険一部負担金／減免／徴収猶予／承認／不承認／決定通知書」を「次に掲げる事項を記載した通知書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 世帯主の氏名
- (2) 承認の場合にあつては、その内容
- (3) 不承認の場合にあつては、その理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

第7条第3項中「国民健康保険一部負担金／減免／徴収猶予／証明書」を「その決定をした旨の証明書」に改める。

第9条中「国民健康保険出産育児一時金支給申請書を」を「次に掲げる事項を記載した申請書に出生したことを証明する書類を添えて」に改め、同条に次のただし書及び各号を加える。

ただし、区長は、当該書類により明らかにすべき事項を他の方法によって確認することができる場合は、その添付を省略させることができる。

- (1) 世帯主の氏名及び住所
- (2) 出産被保険者の氏名
- (3) 出産年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第10条中「行なう」を「行う」に、「国民健康保険葬祭費支給申請書を」を「次に掲げる事項を記載した申請書に葬祭を行ったことを証明する書類を添えて」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 葬祭を行う者の氏名及び住所
- (2) 死亡した被保険者の氏名及び葬祭を行う者との続柄
- (3) 死亡年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第10条の2中「国民健康保険障害児育児手当金支給申請書に」を「次に掲げる事項を記載した申請書に別に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 世帯主の氏名及び住所
- (2) 障害児の氏名及び生年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

第11条中「または」を「又は」に、「第三者の行為による傷病届」を「次に掲げる事項を記載した届出書」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 世帯主の氏名及び住所
- (2) 傷害を受け、又は疾病にかかった被保険者の氏名
- (3) 届出に係る事実
- (4) 第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）
- (5) 被害の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

第12条の5中「規定による申告書は、国民健康保険の収入申立書によるもの」を「規則で定める事項は、次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 世帯主の氏名及び住所
- (2) 所得状況について確認できない被保険者の氏名、生年月日、住所（当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所をいう。）及び収入の状況
- (3) その他市長が必要と認める事項

第15条第1項中「国民健康保険料／徴収猶予／減免／申請書」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加

える。

- (1) 世帯主の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予又は減免を受けようとする理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

第17条の2第2項中「収録し、又は国民健康保険料徴収台帳に収録し、その他の関係帳簿を欠損決定消込み印により整理しなければ」を「収録しなければ」に改める。

第18条の3の見出し中「金銭払込日計表等」を「日計表等」に改め、同条中「国民健康保険金銭払込集計表及び国民健康保険金銭払込日計表」を「収納金額及びその内訳を記載した集計表及び日計表」に改める。

別表を次のように改める。

別表

様式番号	名 称	条 項
1	国民健康保険資格確認書	法施行規則第6条
2	特定同一世帯所属者証明書	法施行規則第12条の2
3	国民健康保険食事療養（生活療養）標準負担額減額認定証	法施行規則第26条の3第2項、第26条の6の4第2項
4	国民健康保険資格確認書（特別療養費の対象者用）	法施行規則第27条の5の2第4項
5	国民健康保険特定疾病療養受療証	法施行規則第27条の13第4項
6	国民健康保険限度額適用認定証	法施行規則第27条の14の2第3項、第27条の14の4第4項
7	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	法施行規則第27条の14の5第2項
8	国民健康保険特別療養証明書	法施行規則第28条第2項
9	国民健康保険検査証	法施行規則第44条

10	国民健康保険被保険者受療証	第4条第1項
11	横浜市国民健康保険徴収職員証	第14条の3第2項
12	国民健康保険過料処分通知書	第18条
13	国民健康保険料納付証明書	
14	国民健康保険料納付額等証明書	

(備考)

この表において「法施行規則」とは、国民健康保険法施行規則をいう。

第1号様式及び第2号様式を削り、第3号様式を第1号様式とし、第4号様式から第6号様式までを削り、第6号様式の2を第2号様式とし、第7号様式を削り、第8号様式を第3号様式とし、第9号様式及び第10号様式を削り、第11号様式を第4号様式とし、第12号様式から第14号様式までを削り、第15号様式を第5号様式とする。

第15号様式の2裏面中

「

5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

」

を

「

5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

マイナ保険証(※)を利用することにより、事前の受付を行うことなく、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

」

に改め、同様式を第6号様式とする。

第15号様式の3を削る。

第15号様式の4裏面中

「

- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

」

を

「

- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

マイナ保険証(※)を利用することにより、事前の手続を行うことなく、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

」

に改め、同様式を第7号様式とする。

第16号様式から第19号様式までを削り、第20号様式を第8号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式

(表)

		第 号
国民健康保険検査証 (第113条関係)		
写 真 契 印	所 属 職 名 氏 名	年 月 日 生 横 浜 市 印 年 月 日 発 行

(A8)

(裏)

国民健康保険法（抄）

（文書の提出等）

第113条 市町村及び組合は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者の属する世帯の世帯主若しくは組合員又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

（注意） この証は、異動、退職等により、国民健康保険法第113条に掲げる事務に従事する職員でなくなったときは、必ず返還しなければならない。

（備考）

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は市章は緑の白抜き、その他は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。

第21号様式を第10号様式とし、第22号様式から第45号様式までを削り、第46号様式を第11号様式とし、第47号様式から第58号様式までを削り、第59号様式を第12号様式とし、第60号様式から第66号様式までを削り、第67号様式を第13号様式とし、第68号様式を第14号様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則（以下「旧規則」という。）第15号様式の2による国民健康保険限度額適用認定証及び第15号様式の4による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証は、当該認定証に記載された有効期限を経過するまでの間、使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第62号様式による国民健康保険検査証は、この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第9号様式による国民健康保険検査証とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

緑の環境をつくり育てる条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第57号

緑の環境をつくり育てる条例施行規則等の一部を改正する規則

(緑の環境をつくり育てる条例施行規則の一部改正)

第1条 緑の環境をつくり育てる条例施行規則(平成16年8月横浜市規則第82号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第4項中「第29条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第6条第1項ただし書中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

(横浜市都市緑地法施行細則の一部改正)

第2条 横浜市都市緑地法施行細則(昭和49年12月横浜市規則第163号)の一部を次のように改正する。

第11条第6号、第12条第1項第3号、第13条第1項、第14条及び第15条第2項中「第29条第1項」を「第42条第1項」に改める。

(横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則の一部改正)

第3条 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則(平成19年12月横浜市規則第116号)の一部を次のように改正する。

第15条第6号、第16条第1項第3号、第17条第1項、第18条及び第19条第2項中「第29条」を「第42条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横浜市告示第 136 号

温室効果ガスの排出の抑制に関する指針に係る告示の廃止

温室効果ガスの排出の抑制に関する指針（平成22年3月横浜市告示第 110 号）は、廃止する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市告示第137号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成21年2月横浜市告示第43号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和5年 5月1日	学校法人関東学院	金沢区六浦東一丁目50番1号	(新) 平成20年1月1日から令和10年4月30日まで
			(旧) 平成20年1月1日から平成35年4月30日まで

横浜市告示第138号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和7年4月15日

横浜市長 山中竹春

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成21年2月横浜市告示第43号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和7年 2月21日	学校法人横浜インターナショナルスクール	中区小港町2丁目100番地の1	(新) 平成20年1月1日から平成29年2月8日まで、平成29年3月7日から令和4年3月6日まで及び令和7年2月21日から令和12年2月20日まで
			(旧) 平成20年1月1日から平成29年2月8日まで及び平成29年3月7日から令和4年3月6日まで

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成27年1月横浜市告示第16号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和7年 2月19日	特定非営利活動法人木々の会	旭区鶴ヶ峰二丁目9番地の9	(新) 平成26年11月25日から令和11年11月24日まで
			(旧) 平成26年11月25日から令和6年11月24日まで

3 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（令和2年4月横浜市告示第308号）により告示した内容の変更

変 更 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 7 年 3 月 6 日	N P O 法 人 ミ ニ シ テ ィ ・ プ ラ ス	都 筑 区 中 川 一 丁 目 17 番 22 号	(新) 令 和 2 年 1 月 1 日 か ら 令 和 11 年 12 月 23 日 ま で
			(旧) 令 和 2 年 1 月 1 日 か ら 令 和 6 年 12 月 23 日 ま で

横浜市告示第 139 号

栄区笠間三丁目における街区の変更

横浜市住居表示に関する条例（昭和39年9月横浜市条例第95号）
第2条の規定に基づき、栄区笠間三丁目の街区を次のとおり変更する。

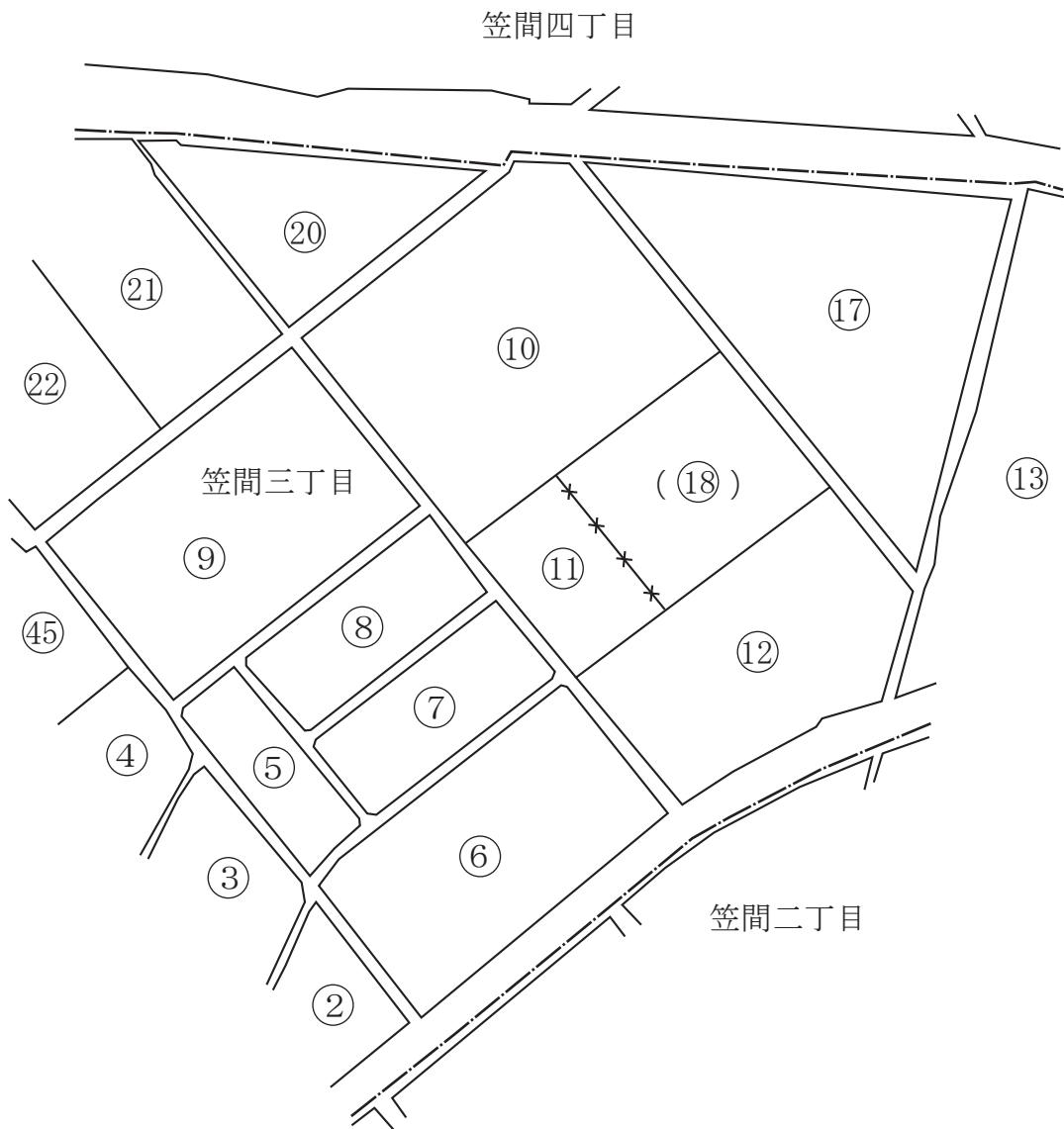
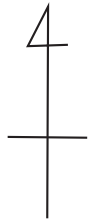
令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 変更する街区
栄区笠間三丁目11番及び18番街区（別図のとおり）
- 2 実施期日
令和7年4月15日

別図

栄区笠間三丁目における街区の変更図



凡 例	
— · — · — ·	町界
× — × —	旧街区界
———	街区界
⑱	街区符号

横浜市告示第140号

計量法第20条第1項の規定に基づく横浜市指定定期検査
機関として行う特定計量器定期検査業務にかかる使用料
の収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に
より、計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づく
横浜市指定定期検査機関として行う特定計量器定期検査業務にかか
る使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
公益財団法人横浜市消費者協会
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
港南区上大岡西一丁目6番1号
- 3 委託した収納事務に係る歳入
計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づく横
浜市指定定期検査機関として行う特定計量器定期検査業務にかか
る手数料の収納事務
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年3月4日
- 5 収納事務の委託をした日
令和7年4月1日

横浜市告示第141号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

承認年月日	令和7年3月31日
廃止年月日	令和7年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	よこはま風の遊育園
所在地	南区六ツ川二丁目68番地の18

横浜市告示第142号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

承認年月日	令和7年3月31日
廃止年月日	令和7年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	森のルーナ保育園
所在地	保土ヶ谷区常盤台79番1号

横浜市告示第 143 号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

承認年月日	令和7年3月31日
廃止年月日	令和7年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	星川ルーナ保育園
所在地	保土ヶ谷区星川二丁目18番1号

横浜市告示第144号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

承認年月日	令和7年3月31日
廃止年月日	令和7年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	りとる・ルーナ保育園
所在地	保土ヶ谷区星川二丁目18番2号

横浜市告示第145号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

承認年月日	令和7年3月31日
廃止年月日	令和7年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	かぜのね保育園
所在地	金沢区並木一丁目23番6号

横浜市告示第 146 号

児童福祉施設の廃止及び確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定により、児童福祉施設を廃止の承認し、確認の辞退を受理した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和7年3月31日
確認辞退年月日	令和7年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	藤が丘もみじ保育センター
設置者	社会福祉法人博愛福祉会
所在地	青葉区藤が丘二丁目30番地の3

横浜市告示第 147 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	あーす保育園鶴見中央
設置者	S O U キ ャ ッ プ ケ ア 株 式 会 社
所在地	鶴見区鶴見中央三丁目3番14号

横浜市告示第 148 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	あーす保育園保土ヶ谷
設置者	S O U キ ャ ッ プ ケ ア 株 式 会 社
所在地	保土ヶ谷区岩井町 135 番地の6

横浜市告示第 149 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	スターチャイルド《洋光台六丁目ナーサリー》
設置者	ヒューマンスターチャイルド株式会社
所在地	磯子区洋光台六丁目33番22号

横浜市告示第 150 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	ミアヘルサ保育園ひびき綱島
設置者	ミアヘルサ株式会社
所在地	港北区綱島東三丁目5番5号

横浜市告示第 151 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	スターチャイルド《日吉本町駅前ナーサリー》
設置者	ヒューマンスターチャイルド株式会社
所在地	港北区日吉本町六丁目2番14号

横浜市告示第 152 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	スターチャイルド《鴨居駅前ナーサリー》
設置者	ヒューマンスターチャイルド株式会社
所在地	緑区鴨居一丁目14番2号

横浜市告示第 153 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	あゆみ保育園 藤が丘
設置者	社会福祉法人恵泉会
所在地	青葉区藤が丘二丁目30番地の3

横浜市告示第 154 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	あーす保育園横濱戸塚
設置者	S O U キ ャ ッ プ ケ ア 株 式 会 社
所在地	戸塚区矢部町14番地の5

横浜市告示第 155 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止・確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和7年3月31日
確認辞退年月日	令和7年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	あーす保育園鶴見中央
設置者	S O U キッズケア株式会社
所在地	鶴見区鶴見中央三丁目3番14号

横浜市告示第 156 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止・確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和7年3月31日
確認辞退年月日	令和7年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	あーす保育園保土ヶ谷
設置者	S O U キッズケア株式会社
所在地	保土ヶ谷区岩井町 135 番地の 6

横浜市告示第 157 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止・確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和7年3月31日
確認辞退年月日	令和7年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	あーす保育園横濱戸塚
設置者	S O U キッズケア株式会社
所在地	戸塚区矢部町14番地の5

横浜市告示第 158 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止・確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和7年3月31日
確認辞退年月日	令和7年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	いちょう保育園
設置者	社会福祉法人 横浜愛児会
所在地	泉区上飯田町 3,220 番地の8

横浜市告示第 159 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	港南中央サンフラワー保育園
設置者	株式会社サンフラワー
所在地	港南区港南中央通12番31号

横浜市告示第 160 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	根岸第二サンフラワー保育園
設置者	株式会社サンフラワー
所在地	磯子区西町10番3号

横浜市告示第 161 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	新横浜めぶき保育園
設置者	株式会社センター
所在地	港北区篠原町 2,589 番地の1

横浜市告示第 162 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	あーす保育園戸塚 Annex
設置者	S O U キ ャ ッ プ ケ ア 株 式 会 社
所在地	戸塚区矢部町14番地の2

横浜市告示第 163 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	あーす保育園戸塚
設置者	S O U キ ャ ッ プ ケ ア 株 式 会 社
所在地	戸塚区矢部町 3,007 番地の4

横浜市告示第 164 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	アップルミントとつか保育園
設置者	合同会社グローアップ
所在地	戸塚区吉田町 895 番地の 1

横浜市告示第 165 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	大船わかば保育園
設置者	一般社団法人H & P
所在地	栄区笠間一丁目1番1号

横浜市告示第 166 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和7年4月1日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	p r e s c h o o l C O C O A L I C E
設置者	株式会社 G i c e
所在地	瀬谷区瀬谷四丁目4番地の10

横浜市告示第 167 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	瀬谷駅前保育園
設置者	一般社団法人保育アートルボ
所在地	瀬谷区中央3番地の6

横浜市告示第 168 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和7年3月31日
確認辞退年月日	令和7年3月31日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	あーす保育園戸塚 Annex
設置者	S O U キッズケア株式会社
所在地	戸塚区矢部町14番地の2

横浜市告示第 169 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和7年3月31日
確認辞退年月日	令和7年3月31日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	あーす保育園戸塚
設置者	S O U キッズケア株式会社
所在地	戸塚区矢部町 3,007 番地の4

横浜市告示第 170 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和7年3月31日
確認辞退年月日	令和7年3月31日
施設種別	家庭的保育事業
施設名称	新美保育室（にいみ＊るーむ）
設置者	新 美 泉
所在地	瀬谷区北新17番地の7

横浜市告示第 171 号

幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置
認可・確認

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第6項の規定により、幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	こども園よこはま風の遊育園
設置者	社会福祉法人風の遊育舎
所在地	南区六ツ川二丁目68番地の18

横浜市告示第 172 号

幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置
認可・確認

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第6項の規定により、幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	認定こども園 森のルーナ
設置者	社会福祉法人あおい会
所在地	保土ケ谷区常盤台79番1号

横浜市告示第 173 号

幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置
認可・確認

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第6項の規定により、幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	認定こども園 星川ルーナ
設置者	社会福祉法人あおい会
所在地	保土ケ谷区星川二丁目18番1号

横浜市告示第 174 号

幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置
認可・確認

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第6項の規定により、幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	認定こども園 りとるルーナ
設置者	社会福祉法人あおい会
所在地	保土ヶ谷区星川二丁目18番2号

横浜市告示第 175 号

幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置
認可・確認

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第6項の規定により、幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	認定こども園 横浜三輪幼稚園
設置者	学校法人三輪学園
所在地	旭区善部町101番地

横浜市告示第 176 号

幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置
認可・確認

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第6項の規定により、幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	かぜのねこども園
設置者	社会福祉法人山善福祉会
所在地	金沢区並木一丁目23番6号

横浜市告示第 177 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

1 診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和7年1月22日	田川クリニック	瀬谷区瀬谷四丁目43番地の1
令和7年2月1日	医療法人こかげねむの木訪問クリニック	神奈川区台町14番地の15
同	ターミナルファーマシー	中区常盤町1丁目3番地
同	港南台かわかみ泌尿器科クリニック	港南区港南台三丁目19番1号
同	よこはま港南台クリニック	港南区港南台四丁目3番4号
同	港南歯科クリニック	港南区下永谷三丁目72番3号
同	ふれあい薬局	磯子区杉田坪呑2丁目3番
同	大信薬局長津田店	緑区長津田五丁目4番1号
同	横浜内科・在宅クリニック	都筑区牛久保一丁目2番9号
同	えがお薬局三ツ境	瀬谷区瀬谷一丁目23番地の4
令和7年2月3日	医療法人社団松和会望星関内クリニック	中区長者町8丁目125番地

同	医療法人社団善仁会 井土ヶ谷腎クリニック	南区井土ヶ谷中町 158 番地の 4
同	はまりハ在宅クリニック 若葉台	旭区若葉台三丁目 3 番 1 号
令和 7 年 3 月 1 日	みあデンタルクリニック	鶴見区岸谷一丁目 23 番 8 号
同	鶴見駅前あおいクリ ニック	鶴見区豊岡町 2 番 3 号
同	スギ薬局本牧通り店	中区本郷町 2 丁目 51 番 地
同	長倉医院	金沢区並木一丁目 19 番 22 号
同	スギ薬局十日市場駅 前店	緑区十日市場町 805 番 地の 1
同	サンドラッグ戸塚原 宿薬局	戸塚区深谷町 234 番地 の 1
同	サンドラッグ岡津薬 局	泉区岡津町 129 番地
令和 7 年 4 月 1 日	岩井歯科医院	青葉区市ヶ尾町 1,627 番 地の 1

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 7 年 2 月 1 日	株式会社 やさしい手	東京都目黒区大橋 2 丁目 24 番 3 号	訪問看護かえりえ荏田西	青葉区荏田西二丁目 29 番地の 24
同	株式会社 T e r r a c e	東京都江東区扇橋 2 丁目 10 番 3 号	テラス横浜訪問看護ステーション	都筑区中川六丁目 1 番

同	株式会社ひ とはな	瀬谷区阿久 和西三丁目 3番地の4	ひと花いず み訪問看護 ステーション	泉区和泉中 央南五丁目 17番25号
---	--------------	-------------------------	--------------------------	--------------------------

横浜市告示第 178 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

指定年月日	氏 名	名 称	所 在 地
令和7年 4月1日	深 澤 祐 二 朗	伊勢佐木町通り 整骨院	中区伊勢佐木町4 丁目117番地
同	馬 瀬 玲	訪問はりきゅう マッサージメッ ク治療院	中区日ノ出町1丁 目76番地の1
同	栖 原 啓 介	美しが丘マッサ ージ院	青葉区美しが丘二 丁目15番地の2
同	武 智 将 希	同	同
同	志 村 華 子	和華マッサージ 治療院	栄区上之町42番16 号
同	栗 原 拓 郎	ひらい接骨院平 和島院	東京都大田区大森 北6丁目14番10号
同	同	ひらいはりきゅ う院平和島院	東京都大田区大森 北6丁目14番10号

横浜市告示第 179 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名 称	所在地
令和7年 2月1日	(新)こころメディカルクリニック	神奈川区鶴屋町二丁目23番地の2
	(旧)よりどころメンタルクリニック横浜駅西口	
同	(新)ユニスマイル薬局鶴ヶ峰店	旭区川島町 1,716 番地
	(旧)ファーコス薬局四季	
同	(新)ユニスマイル薬局能見台店	金沢区能見台通4番13号
	(旧)ファーコス薬局能見台	
令和7年 2月13日	(新)藤が丘マイスター歯科クリニック	青葉区藤が丘一丁目28番地の14
	(旧)藤が丘マイスター訪問歯科	
令和7年 2月24日	(新)セイムス綱島薬局	港北区綱島西二丁目7番2号
	(旧)かもめ薬局綱島店	
同	(新)セイムス新綱島駅前薬局	港北区綱島東二丁目13番24号
	(旧)ハジメ薬局綱島東店	

令和7年 3月1日	(新) 横浜糖尿病甲状腺クリニック	西区高島二丁目14番17号
	(旧) 横浜糖尿病クリニック	
同	(新) あおばりガーレクリニック	青葉区奈良一丁目19番地の1
	(旧) 一般社団法人ポローニアおおぜき医院	
同	(新) ブライトデンタルクリニック横浜北	都筑区茅ヶ崎中央8番36号
	(旧) 社会福祉法人ハートフル記念会ブライトデンタルクリニック横浜北	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月 日	事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和7年 1月1日	株式会社 イリス	港北区新横 浜二丁目6 番地の13	(新) マカロン訪 問看護ステー ション新子安	神奈川区子安 通2丁目270 番地
			(旧) イリス訪 問看護ステー ション	
同	(新) エフイ ラグループ株 式会社	港北区新横 浜二丁目6 番地の13	マカロン訪 問看護リハビ リテーション 根岸	磯子区西町10 番12号
	(旧) アン ダンテ株式 会社			
同	(新) エフイ ラグループ株 式会社	港北区新横 浜二丁目6 番地の13	マカロン訪 問看護リハビ リテーション 鴨居	緑区鴨居三丁 目1番9号

	(旧) アン ダ ン テ 株 式 会 社		
--	-------------------------------	--	--

横浜市告示第 180 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年4月15日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和7年2月17日	遠藤 紬	(新) はり・きゅう・あん摩マッサージ KeiROW 横浜都筑ステーション	(新) 都筑区仲町台一丁目12番26号
		(旧) 鍼灸マッサージ治療院 Z E A L	(旧) 神奈川区子安通1丁目3番地の1
令和7年2月18日	平川 裕三	(新) はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧ひまわり治療院 都筑	(新) 都筑区中川一丁目20番1号
		(旧) 東京在宅サービス 東京鍼灸マッサージ治療院 立川店	(旧) 立川市曙町1丁目25番12号
令和7年3月1日	古屋 亮	(新) ゆうわマッサージ 日吉	(新) 港北区日吉本町一丁目6番23号
		(旧) K E i R O W 蓮沼駅前ステーション	(旧) 東京都大田区東矢口3丁目2番1号
同	新開 友香子	(新) 訪問マッサージ Twinkle	港北区日吉本町四丁目23番51号
		(旧) 開設なし	

横浜市告示第 181 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 7 年 1 月 20 日	久保クリニック	南区南吉田町2丁目 28番地

横浜市告示第 182 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所在地
令和7年1月10日	薬樹薬局青葉台	青葉区青葉台一丁目14番地の1
令和7年1月17日	ひかり薬局本郷台店	栄区桂町296番地の2
令和7年1月20日	アウル薬局	金沢区釜利谷東四丁目53番16号
令和7年1月21日	しらとり台歯科	青葉区しらとり台1番地の11
同	田川クリニック	瀬谷区瀬谷四丁目43番地の1
令和7年1月31日	ねむの木訪問クリニック	神奈川区台町14番地の15
同	ターミナルファーマシー	中区常盤町1丁目3番地
同	港南台かわかみ泌尿器科クリニック	港南区港南台三丁目16番27号
同	よこはま港南台クリニック	港南区港南台四丁目3番4号
同	港南歯科クリニック	港南区日限山一丁目49番2号
同	大信薬局磯子店	磯子区杉田坪呑2番3 - 103号

同	えがお薬局長津田店	緑区長津田五丁目4番1号
同	横浜内科・在宅クリニック	都筑区牛久保一丁目2番9号
同	アイン薬局横浜センター南店	都筑区茅ヶ崎中央6番1号
同	えがお薬局三ツ境店	瀬谷区瀬谷一丁目23番地の4
令和7年2月2日	医療法人社団松和会望星関内クリニック	中区蓬萊町2丁目4番地の1
同	医療法人社団善仁会井土ヶ谷腎クリニック	南区南太田三丁目18番1号
同	はまりハ在宅クリニック若葉台	旭区若葉台三丁目6番2号
令和7年2月28日	有限会社日の出薬局	中区日ノ出町1丁目28番地
同	西谷眼科	保土ヶ谷区西谷三丁目13番12号
同	はる内科クリニック	金沢区六浦一丁目14番12号
令和7年3月31日	かたくら歯科医院	栄区飯島町 1,511 番地の6

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和7年3月31日	医療法人五星会	港北区菊名四丁目4番27号	YMG訪問看護ステーション菊名	港北区菊名四丁目3番11号

同	株 式 会 社 メ デ ィ プ ラ ス	西 区 み な と み ら い 二 丁 目 3 番 5 号	タ ツ ミ 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 新 羽	港 北 区 新 羽 町 1,734 番 地
---	---------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------

横浜市告示第 183 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和6年 12月29日	酒谷 知 宏	保土ヶ谷接骨院	保土ヶ谷区岩井町 29番地

横浜市告示第 184 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名 称	所 在 地
令和7年3月31日	吉川歯科医院	港北区大倉山三丁目 31番10号

横浜市告示第 185 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

1 居宅介護事業者（特定施設入居者生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年 3月1日	株式会社 ジョイライフ	東京都千代田 区飯田橋4丁目 10番1号	ジョイライフ 第2藤が丘	青葉区千草台 38番地の3

2 介護予防事業者（介護予防特定施設入居者生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年 3月1日	株式会社 ジョイライフ	東京都千代田 区飯田橋4丁目 10番1号	ジョイライフ 第2藤が丘	青葉区千草台 38番地の3

横浜市告示第186号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年4月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和5年10月2日	ケアステーション桜株式会社	(新)南区堀ノ内町2丁目221番地の4	ケアステーション桜	(新)磯子区磯子二丁目20番50号
		(旧)南区南太田二丁目2番1号		(旧)南区南太田二丁目2番1号
令和6年6月1日	特定非営利活動法人かわ福祉保健学院	緑区長津田六丁目11番22号	ささゆりホームヘルプサービス	(新)緑区長津田六丁目11番22号
				(旧)緑区長津田町2,316番地
令和6年11月1日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町6丁目31番地	横浜市福祉サービス協会ヘルパーステーション瀬谷	(新)瀬谷区三ツ境100番地の6
				(旧)瀬谷区三ツ境1番地の5

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和5年7月16日	社会福祉法人親善福祉協会	泉区西が岡一丁目28番地の1	しんぜん訪問看護ステーション	(新)泉区西が岡一丁目29番地の1
				(旧)泉区西が岡一丁目30番地の1
令和7年1月1日	(新)エフィラグループ株式会社	港北区新横浜二丁目6番地の13	マカロン訪問看護リハビリステーション	磯子区西町10番12号

	(旧) アンダンテ株式会社		根岸	
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	マカロン訪問看護リハビリテーション 鴨居	緑区鴨居三丁目1番9号
	(旧) アンダンテ株式会社			

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和6年2月1日	医療法人社団メディカル・インテグレーション	青葉区美しが丘二丁目18番地の14	(新) D e n t a l c l i n i c C たまプラーザ (旧) コーナー歯科・予防歯科	青葉区美しが丘二丁目17番地の1
令和6年12月1日	株式会社ユルニスマイル	東京都千代田区神田練堀町68番地の1	(新) ユニスマイル薬局長者町店 (旧) 長者町薬局	中区長者町1丁目3番地の7

4 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和6年7月14日	長生合同会社	(新) 青葉区藤が丘一丁目16番地の7 (旧) 東京都練馬区旭町1丁目8番7号	らいおんハートリハビリティサービス藤が丘	(新) 青葉区藤が丘一丁目16番地の7 (旧) 青葉区藤が丘二丁目13番地の14
令和6年10月1日	あふれケア株式会社	(新) 中区尾上町1丁目6番地 (旧) 中区常磐町5丁目57番地	(新) デイサービスあふれのデイカフェ西横浜 (旧) デイサービスにじいろ南浅間町	西区南浅間町20番地の11
令和7年1月1日	(新) エフィラグループ株式会社	港北区新横浜二丁目6番地の13	デイサービスいこい家馬場	鶴見区馬場二丁目9番9号

	(旧) アンダンテ株式会社			
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	リハビリデイサービスクララ白楽	神奈川区白幡町6番18号
	(旧) アンダンテ株式会社			
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	デイサービスいこい家岸根公園	神奈川区六角橋六丁目29番11号
	(旧) アンダンテ株式会社			
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	デイサービスいこい家西横浜	西区藤棚町2丁目178番地の7
	(旧) アンダンテ株式会社			
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	デイサービスいこい家井土ヶ谷	南区井土ヶ谷下町28番地の6
	(旧) アンダンテ株式会社			
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	デイサービスいこい家別所	南区中里四丁目26番17号
	(旧) アンダンテ株式会社			
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	デイサービスいこい家和田町	保土ヶ谷区仏向町92番地
	(旧) アンダンテ株式会社			
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	デイサービスいこい家希望ヶ丘	旭区東希望が丘100番地の5
	(旧) アンダンテ株式会社			
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	デイサービスいこい家根岸	磯子区馬場町6番29号

	(旧) アンダンテ株式会社			
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	デイサービス いこい家富岡	金沢区富岡東 五丁目21番4 号
	(旧) アンダンテ株式会社			
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	デイサービス いこい家十日 市場	緑区十日市場 町 866 番地の 5
	(旧) アンダンテ株式会社			
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	リハビリデイ サービスクラ ラみたけ台	青葉区みたけ 台 5 番地の 7
	(旧) アンダンテ株式会社			
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	デイサービス いこい家戸塚	戸塚区下倉田 町 390 番地の 1
	(旧) アンダンテ株式会社			
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	デイサービス いこい家平戸	戸塚区平戸三 丁目 9 番 5 号
	(旧) アンダンテ株式会社			
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	リハビリデイ サービスクラ ラ弥生台	泉区西が岡二 丁目 9 番地の 3
	(旧) アンダンテ株式会社			

5 居宅介護事業者（小規模多機能型居宅介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成28年 5月13日	株式会社グリーンサポート	(新) 藤沢市善行 1丁目24番地 の2	コラージュ保 土ヶ谷	保土ヶ谷区権 太坂二丁目14 番36号

		(旧) 藤沢市辻堂 3丁目1番16号	
--	--	-----------------------	--

6 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和6年 11月1日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町6丁目31番地	横浜市福祉サービス協会ヘルパーステーション瀬谷	(新) 瀬谷区三ツ境100番地の6
				(旧) 瀬谷区三ツ境1番地の5
令和7年 1月31日	合同会社あかつき	港北区仲手原二丁目2番7号	ケアプランどれみ	(新) 鶴見区北寺尾一丁目19番20号
				(旧) 鶴見区北寺尾二丁目10番26号

7 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和5年 7月16日	社会福祉法人親善福祉協会	泉区西が岡一丁目28番地の1	しんぜん訪問看護ステーション	(新) 泉区西が岡一丁目29番地の1
				(旧) 泉区西が岡一丁目30番地の1
令和7年 1月1日	(新) エフィラグループ株式会社	港北区新横浜二丁目6番地の13	マカロン訪問看護リハビリテーション根岸	磯子区西町10番12号
	(旧) アンダンテ株式会社			
同	(新) エフィラグループ株式会社	同	マカロン訪問看護リハビリテーション鴨居	緑区鴨居三丁目1番9号
	(旧) アンダンテ株式会社			

8 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
令 和 6 年 2 月 1 日	医 療 法 人 社 団 メ デ ィ カ ル ・ イ ン テ グ レ イ シ ョ ン	青 葉 区 美 し が 丘 二 丁 目 18 番 地 の 14	(新) D e n t a l c l i n i c C た ま プ ラ ー ザ (旧) コ ー ナ ー 歯 科 ・ 予 防 歯 科	青 葉 区 美 し が 丘 二 丁 目 17 番 地 の 1
令 和 6 年 12 月 1 日	株 式 会 社 ユ ニ ス マ イ ル	東 京 都 千 代 田 区 神 田 練 堀 町 68 番 地 の 1	(新) ユ ニ ス マ イ ル 薬 局 長 者 町 店 (旧) 長 者 町 薬 局	中 区 長 者 町 1 丁 目 3 番 地 の 7

9 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 者 （ 訪 問 型 サ ー ビ ス ）

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 所 の 所 在 地
令 和 5 年 10 月 2 日	ケ ア ス テ ー シ ョ ン 桜 株 式 会 社	南 区 堀 ノ 内 町 2 丁 目 221 番 地 の 4	ケ ア ス テ ー シ ョ ン 桜	(新) 磯 子 区 磯 子 二 丁 目 20 番 50 号 (旧) 南 区 堀 ノ 内 町 2 丁 目 221 番 地 の 4
令 和 6 年 6 月 1 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 か な が わ 福 祉 保 健 学 院	緑 区 長 津 田 六 丁 目 11 番 22 号	さ さ ゆ り ホ ー ム ヘ ル プ サ ー ビ ス	(新) 緑 区 長 津 田 六 丁 目 11 番 22 号 (旧) 緑 区 長 津 田 町 2,316 番 地
令 和 6 年 11 月 1 日	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会	西 区 桜 木 町 6 丁 目 31 番 地	横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 ヘ ル パ ー ス テ ー シ ョ ン 瀬 谷	(新) 瀬 谷 区 三 ツ 境 100 番 地 の 6 (旧) 瀬 谷 区 三 ツ 境 1 番 地 の 5

10 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 者 （ 通 所 型 サ ー ビ ス ）

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 所 の 所 在 地

令和6年 7月14日	長生合同会社	(新)青葉区藤が 丘一丁目16番 地の7	ら い お ん ハ ー ト リ ハ ビ リ デ イ サ ー ビ ス 藤 が 丘	(新)青葉区藤が 丘一丁目16番 地の7
		(旧)東京都練馬 区旭町1丁目 8番7号		(旧)青葉区藤が 丘二丁目13番 地の14
令和7年 1月1日	(新)エフィラ グループ株式 会社	港北区新横浜 二丁目6番地 の13	リハビリデ イサービスク ラ白楽	神奈川区白幡 町6番18号
	(旧)アンダン テ株式会社			
同	(新)エフィラ グループ株式 会社	同	リハビリデ イサービスク ラみたけ台	青葉区みたけ 台5番地の7
	(旧)アンダン テ株式会社			
同	(新)エフィラ グループ株式 会社	同	リハビリデ イサービスク ラ弥生台	泉区西が岡二 丁目9番地の 3
	(旧)アンダン テ株式会社			

横浜市告示第 187 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関す
る法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護
機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

居宅介護支援事業者

休 止 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 の 所 在 地
令 和 7 年 2 月 2 日	K I コンサ ル ティ ン グ 株 式 会 社	青 葉 区 梅 が 丘 2 番 地 の 15	ミ ラ イ リ ハ ケ ア プ ラ ン 青 葉	青 葉 区 元 石 川 町 3,712 番 地 の 11

横浜市告示第188号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年4月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年1月20日	医療法人赤枝会	旭区上川井町578番地の2	医療法人赤枝会赤枝病院	旭区上川井町578番地の2

2 居宅介護事業者（訪問リハビリテーション）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年1月20日	医療法人赤枝会	旭区上川井町578番地の2	医療法人赤枝会赤枝病院	旭区上川井町578番地の2

3 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年1月31日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	ニチイケアセンター杉田	磯子区杉田四丁目7番32号

4 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年1月31日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	ニチイケアセンター杉田	磯子区杉田四丁目7番32号

5 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和7年2月28日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	ニチイケアセンター磯子	磯子区東町15番32号

6 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年1月20日	医療法人赤枝会	旭区上川井町578番地の2	医療法人赤枝会赤枝病院	旭区上川井町578番地の2

7 介護予防事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年1月20日	医療法人赤枝会	旭区上川井町578番地の2	医療法人赤枝会赤枝病院	旭区上川井町578番地の2

8 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年1月31日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	ニチイケアセンター杉田	磯子区杉田四丁目7番32号

9 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年1月31日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	ニチイケアセンター杉田	磯子区杉田四丁目7番32号

横浜市告示第189号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和7年 1月1日	株式会社日 本就労移行 支援センター	日本就労移行 支援センター 駅前校	中区住吉町4丁 目50番地	就労移行 支援
同	株式会社実 りケア	実りケア青 葉	緑区中山六丁目 18番3号	居宅介護 、重度訪 問介護、 同行援護
同	コムネット株 式会社	コムネット株 式会社と青 葉の台	青葉区みたけ台 21番地の12	生活介護
同	株式会社B e e T a l k	は～とふる らいふお空 のした	都筑区仲町台一 丁目2番28号	居宅介護 、重度訪 問介護、 同行援護
令和7年 2月1日	合同会社ブ レインハー トケア	ブレインハー トケア	鶴見区鶴見中央 三丁目1番6号	居宅介護 、重度訪 問介護、 同行援護
同	株式会社天 竺	ケアステーク ション大口	神奈川区松見町 1丁目31番地の 6	居宅介護
同	株式会社こ ころの介護	こころの介 護横浜	中区石川町5丁 目185番地の3	居宅介護

同	R J ソーシ ヤルケア東 京株式会社	リビットは うす横浜	保土ケ谷区岡沢 町 287 番地の 8	共同生活 援助
同	クウォール 株式会社	シップステ ップ	港北区師岡町 90 0 番地	就労継続 支援 B 型
同	I T グルー プ株式会社	リバイブ大 倉山	港北区大豆戸町 13 番地の 1	就労継続 支援 B 型
同	株式会社ブ ラザーフッ ド・アンドン ・カンパニー	サウスヒル ズ港南	港南区港南二丁 目 34 番 24 号	共同生活 援助
同	合同会社ソ ーシャル・イ ンフテイト ネット	イミレア	港南区大久保三 丁目 14 番 15 号	共同生活 援助
同	株式会社 C O M M O N	C O M M O N	瀬谷区相沢五丁 目 69 番地の 9	居宅介護 、重度訪 問介護
同	有限会社フ ューチャー ワン	訪問介護の せんたー南	都筑区茅ヶ崎南 五丁目 18 番 11 号	居宅介護 、重度訪 問介護
令和 7 年 3 月 1 日	株式会社ア ラキ	アクセルト ライつる み	鶴見区鶴見中央 一丁目 19 番 4 号	就労定着 支援
同	株式会社コ ルポート	C o c o r p o r t R e w o r k 横浜西 口	神奈川区鶴屋町 2 丁目 21 番地の 9	自立訓練 (生活訓 練)
同	ミナノワ株 式会社	クライスハ イム横浜法 泉事業所	保土ケ谷区法泉 三丁目 19 番 13 号	共同生活 援助
同	ミナノワ株 式会社	短期入所ク ライス横浜 法泉	保土ケ谷区法泉 三丁目 19 番 13 号	短期入所

同	ウェルフェ アオフィエ 株式会社	オハナ能見 台	金沢区能見台通 8番8号	共同生活 援助
同	株式会社サ ンライフ	サンライフ 介護サービ ス	港北区新横浜一 丁目3番地の1	居宅介護 、重度訪 問介護、 同行動援 、同行援 護
同	株式会社A MATUHI	AMANE KU横浜戸 塚	戸塚区原宿五丁 目6番22号	共同生活 援助
同	株式会社A MATUHI	AMANE KU横浜戸 塚短期入所	戸塚区原宿五丁 目6番22号	短期入所
同	有限会社フ ルライフ	にわとこハ ウス	港南区芹が谷一 丁目8番18号	共同生活 援助
同	NPO法人 アシリ	ゆずりはハ ウス	港南区芹が谷一 丁目8番18号	共同生活 援助
同	生活クラブ 生活協同組 合	生活リハビ リクラブ鴨 居	緑区鴨居町 2,43 0番地の1	居宅介護 、重度訪 問介護
同	特定非営利 活動法人で っかいそら	紙風船	瀬谷区瀬谷五丁 目3番地の24	生活介護
同	社会福祉法 人あおばの 実	グリーンヒ ルA	青葉区すみよし 台17番地の10	共同生活 援助

横浜市告示第190号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（
平成17年法律第123号）第51条の20第1項に規定する指定特定相談
支援事業者として、次のとおり指定した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地
令 和 7 年 1 月 1 日	株 式 会 社 実 り ケ ア	実 り ケ ア 青 葉	緑 区 中 山 六 丁 目 18 番 3 号
令 和 7 年 3 月 1 日	一 般 社 団 法 人 煌	相 談 支 援 ぱ お ぱ お	金 沢 区 寺 前 二 丁 目 9 番 2 号

横浜市告示第191号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和6年9月30日	NPO総ぐるみ福祉の会	特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会	港南区日限山四丁目39番19号	重度訪問介護
同	特定非営利活動法人まごころ居宅介護支援センター	特定非営利活動法人まごころ居宅介護支援センター	港北区菊名七丁目10番6号	重度訪問介護
令和6年11月1日	合同会社いろいろ	いろいろ介護	磯子区中原三丁目4番17号	同行援護
令和6年11月30日	特定非営利活動法人みなみのそら	みなみのそら	南区永田東一丁目6番30号	同行援護
同	特定非営利活動法人暮らしサポートの会 福ちゃんパワー	福ちゃんパワー	港北区篠原北二丁目5番7号	居宅介護、重度訪問介護
令和6年12月31日	株式会社お空のした	は〜とふるらいふサポート お空のした	都筑区仲町台一丁目2番28号	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
同	株式会社アイシマ	あいしまケアセンター	泉区上飯田町2,196番地の1	居宅介護、重度訪問介護
同	アットライナ株式会社	あった介護	金沢区六浦南二丁目7番39号	自立生活援助
令和7年1月31日	SCJ株式会社	わおん障がい者グループホーム横浜	保土ケ谷区岡沢町287番地の8	共同生活援助

同	ハッピーリーケ ア合同会社	ハッピーリーケ ア合同会社	鶴見区駒岡四 丁目1番20号	居宅介護、 重度訪問介 護
令和7年 2月1日	株式会社障碍 社	パーソナルア シスタント横 浜	緑区中山一丁 目27番10号	居宅介護、 重度訪問介 護
令和7年 2月20日	株式会社ダッ クス	株式会社ダッ クス	磯子区岡村七 丁目16番21号	重度訪問介 護
令和7年 2月28日	合同会社リフ モア	訪問介護事業 所シュナのい え	神奈川区菅田 町892番地の 2	重度訪問介 護
同	有限会社エム エフジェイ	セーフティー ライフ	神奈川区入江 二丁目7番27 号	同行援護
同	有限会社ウェ ルテックむら さき	ハンディジャ ンプ保土ヶ谷	保土ヶ谷区岩 井町53番地	就労継続支 援B型

横浜市告示第192号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定一般相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和7年 3月1日	合同会社享	クロワール	磯子区岡村三丁目1番39号	地域移行支援、地域定着支援

横浜市告示第193号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（
平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、指定特
定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和6年11月 30日	株式会社東京創 育社	プレップ	西区平沼一丁 目38番2号

横浜市告示第 194 号

地籍調査の実施

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地籍調査を実施する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 事業計画が策定された年月日
令和6年4月30日策定、令和6年12月17日変更、令和7年3月26日変更
- 2 調査を実施する者の名称
横浜市
- 3 調査地域
金沢区釜利谷東二丁目、泥亀一丁目、寺前一丁目及び谷津町の各一部
- 4 調査期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

横浜市告示第195号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
荒井沢市民の森	栄区公田町 1,071 番、 1,074 番から 1,076 番ま で、1,089 番の 4 から 1,089 番の 6 まで、1,089 番の 26 及び 1,089 番の 38	令和6年4月1日から
飯島市民の森	栄区飯島町 1,451 番の 2、2,441 番の 35 から 2,441 番の 37 まで及び 2,492 番	令和6年4月1日から
鍛冶ヶ谷市民の森	栄区鍛冶ヶ谷二丁目 275 番の 2、277 番の 2、278 番の 2、421 番の 1、422 番の 13、422 番の 15、424 番の 4 から 424 番の 6 ま で、663 番の 1、664 番、 673 番の 1、673 番の 2、 679 番の 1、680 番の 1、 680 番の 3、680 番の 4、 689 番の 1、689 番の 5、 690 番の 1、690 番の 7、 690 番の 11、690 番の 12 及 び 703 番の 6	令和6年4月1日から
上郷市民の森	栄区尾月 1,773 番の 124、 1,801 番の 3 及び 1,801 番 の 64 栄区上郷町 1,123 番の 10、1,760 番の 2、1,760 番の 3、1,760 番の 5、 1,761 番の 1、1,761 番の 4、1,761 番の 6、1,761 番の 8 から 1,761 番の 10 まで、1,761 番の 57、 1,761 番の 58、1,761 番の 66、1,764 番の 2、1,764 番の 3、1,765 番の 1 か ら 1,765 番の 3 まで、 1,765 番の 5 から 1,765 番	令和6年4月1日から

	の 7 まで、1,766 番の 1 から 1,766 番の 7 まで、1,767 番、1,773 番の 2 から 1,773 番の 8 まで、1,773 番の 182 及び 1,773 番の 184	
瀬上市民の森	栄区上郷町792番の 6、792番の 7、801番、802番、803番の 1、803番の 2、810番、811番、813番、814番の 1、816番の 1、816番の 2、817番、820番の 1、832番の 1 から832番の 5 まで、832番の 13 から832番の 17 まで、832番の 20、832番の 24 から832番の 27 まで、832番の 31 から832番の 33 まで、832番の 35、832番の 36、832番の 45、832番の 49、832番の 51、832番の 60、832番の 64、832番の 75、832番の 76、832番の 86、832番の 88、832番の 92 から832番の 98 まで、832番の 123、832番の 124、832番の 127 から832番の 132 まで、832番の 137 から832番の 142 まで、838番、840番、842番から845番まで、847番、851番の 1 から851番の 4 まで、851番の 10、851番の 11、851番の 16 から851番の 27 まで、852番、853番、855番の 1、855番の 5、855番の 6、855番の 8 から855番の 12 まで、855番の 15 から855番の 18 まで、856番の 2 から856番の 4 まで、856番の 8 から856番の 10 まで、858番、859番、866番、867番、868番の 1 から868番の 3 まで、869番、869番の 3 から869番の 5 まで、872番、873番の 1 から873番	令和6年4月1日から

	の 4 ま で 、 875 番 の 7 、 882 番 の 1 、 882 番 の 3 、 882 番 の 乙 、 883 番 の 2 、 883 番 の 6 か ら 883 番 の 11 ま で 、 883 番 の 14 、 883 番 の 15 、 883 番 の 18 、 883 番 の 22 及 び 883 番 の 24	
--	--	--

横浜市告示第196号

飼育動物の収集運搬手数料収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、飼育動物の収集運搬手数料収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
 - (1) 株式会社山陽紙業
神奈川県西寺尾二丁目8番18号
 - (2) 株式会社ワイ・エス・ディ
金沢区幸浦二丁目2番地の9
- 2 委託した収納事務に係る歳入
飼育動物死体の収集運搬手数料
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月1日
- 4 収納事務の委託をした日
令和7年4月1日

横浜市告示第 197 号

赤レンガパーク駐車場使用料の収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、赤レンガパーク駐車場使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
横浜赤レンガ倉庫共同事業体
代表者
株式会社横浜赤レンガ
代表取締役
岩 崎 求 起
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
中区新港一丁目1番1号
- 3 委託した収納事務に係る歳入
赤レンガパーク駐車場使用料
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月1日
- 5 収納事務の委託をした日
令和7年4月1日

横浜市告示第 198 号

赤レンガパーク等使用料の徴収事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、赤レンガパーク等使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
横浜赤レンガ倉庫共同事業体
代表者
株式会社横浜赤レンガ
代表取締役
岩 崎 求 起
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
中区新港一丁目1番1号
- 3 委託した徴収事務に係る歳入
赤レンガパーク等使用料
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月1日
- 5 徴収事務の委託をした日
令和7年4月1日

横浜市告示第199号

令和7年度包括外部監査契約の締結

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和7年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費の額の合計額
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 櫻 山 加奈子
住所 港南区日限山一丁目67番11－612号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

公 告

横浜市公告第 210 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第2号の規定により、次の者を令和7年3月28日懲戒処分に付した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
健康福祉局久 保山斎場	事務職員	執行 泰 永	減給10分の1 1箇月

横浜市公告第211号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ランドマークプラザ

西区みなとみらい二丁目2番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱地所株式会社

代表執行役 中 島 篤

東京都千代田区大手町1丁目1番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社成城石井 代表取締役 原 昭 彦 西区北幸二丁目9番30号 ほか65者	株式会社成城石井 代表取締役 後 藤 勝 基 西区北幸二丁目9番30号 ほか67者

(4) 変更の年月日

令和6年5月22日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年3月24日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第212号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年4月15日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

C e e U Y o k o h a m a

西区南幸二丁目16番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

権田金属工業株式会社

代表取締役 権田 有紀子

相模原市中央区宮下1丁目1番16号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり 収容台数 203 台	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり 収容台数 187 台
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口5か所、出口5か所 位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり	数 入口4か所、出口4か所 位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和7年12月2日

(5) 変更する理由

営業計画変更のため

2 届出年月日

令和7年4月1日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第213号

公園の設置

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公園を設置する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

公園の名称	位置	区域	面積	主な公園施設	供用開始の期日
並木蛸根公園	金沢区並木三丁目1番の3	別図のとおり	455 m ²	ベンチ、水飲み、すべり台、砂場	令和7年4月15日

別図（省略）

横浜市公告第214号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質
変更時要届出区域の指定の一部の解除

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第67条第2項の規定に基づき、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定（令和6年7月横浜市公告第383号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する条例形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区末広町1丁目6番の2の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置

条例土壌汚染状況調査の試料採取等を省略して条例形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壌溶出量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第215号

計画段階配慮書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、（仮称）横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業に係る計画段階配慮書（以下「配慮書」という。）の提出があったので、条例第9条の規定に基づき、当該配慮書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

配慮書について環境の保全に関する情報を有する者は、条例第10条第1項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市長に対し、環境情報を記載した書面を提出することができる。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 計画段階事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
横浜駅みなみ東口地区市街地再開発準備組合
理事長 株式会社崎陽軒 代表取締役 野 並 晃
東京都千代田区大手町2丁目3番1号
- 2 事業の名称
（仮称）横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業を実施しようとする区域
西区高島町二丁目14番、15番及び16番の各一部
- 4 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課
西区中央一丁目5番10号
横浜市西区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
令和7年4月15日から令和7年4月30日まで

横浜市公告第 216 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第9条第1項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

指定番号	名 称	営業所所在地	取消年月日
30607	Q S O インダ ストリアル株 式会社	港北区綱島東 五丁目8番30 号	令和7年3月31日

横浜市公告第217号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設道路事業
3・4・21号東京丸子横浜線（綱島地区）
3・3・25号日吉元石川線（関連外郭部）
3・4・55号綱島東線（関連外郭部）
- 3 事業施行期間
平成30年11月27日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
港北区綱島東二丁目、綱島東四丁目及び箕輪町二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 5 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局企画部都市計画課
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第218号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設道路事業
3・6・5号保土ヶ谷二俣川線（本宿地区）
- 3 事業施行期間
平成4年2月21日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
旭区本宿町地内
 - (2) 使用の部分
旭区本宿町地内
- 5 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局企画部都市計画課
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第219号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設道路事業
3・4・12号鴨居上飯田線（さが丘地区）
- 3 事業施行期間
平成17年6月3日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
旭区さが丘地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 5 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局企画部都市計画課
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第220号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設道路事業
3・5・2号汐見台平戸線（大岡地区）
- 3 事業施行期間
平成30年11月27日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
南区大岡三丁目、大岡四丁目及び大岡五丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 5 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局企画部都市計画課
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第221号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設道路事業
3・5・3号泥亀釜利谷線（寺前地区）
- 3 事業施行期間
平成30年11月27日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
金沢区寺前一丁目及び寺前二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 5 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局企画部都市計画課
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第222号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設道路事業
3・4・2号横浜逗子線（釜利谷六浦地区）
3・4・3号環状4号線（関連外郭部）
- 3 事業施行期間
平成17年2月18日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
金沢区釜利谷南一丁目、釜利谷南二丁目、六浦三丁目及び六浦四丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 5 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局企画部都市計画課
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第223号

横浜国際港都建設計画公園等の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画公園等の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成15年3月横浜市規則第36号）第2条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第3条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 横浜国際港都建設計画公園
6・5・1601号深谷通信所跡地公園
- (2) 横浜国際港都建設計画墓園
第2号深谷通信所跡地墓園
- (3) 横浜国際港都建設計画道路
3・1・8号深谷通信所跡地外周和泉線
- (4) 横浜国際港都建設計画道路
3・4・57号深谷和泉線

2 都市計画を定める土地の区域

泉区和泉町及び中田町地内並びに戸塚区深谷町地内

3 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時
令和7年5月27日午後7時開始
- (2) 場所
泉区和泉中央北五丁目1番1号
泉公会堂講堂

4 縦覧期間

令和7年4月15日から令和7年4月30日まで

5 縦覧場所及び公述申出書提出先

中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局企画部都市計画課

6 都市計画図書写しの閲覧期間

令和7年4月15日から令和7年4月30日まで

7 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsudoku/kocho/kocho-index.html>）

横浜市公告第224号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和5年12月28日第2023開1719号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区高島一丁目1番2号
三井不動産レジデンシャル株式会社
執行役員横浜支店長 岡 本 達 哉
東京都千代田区神田錦町3丁目7番地の1
株式会社日立プロパティアンドサービス
代表取締役 西 名 幸 司
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区榎が丘53番の10、53番の66、53番の71、53番の72、53番の75の一部、53番の76、53番の77の一部、53番の78及び53番の79

横浜市公告第225号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年7月26日第2024開204号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県西寺尾二丁目39番1号
阿 藤 敏 明
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
神奈川県西寺尾二丁目 1,493 番

横浜市公告第226号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年7月29日第2024開1707号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
青葉区荏田北三丁目14番地の8
林 一 久
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区荏田北二丁目2番の5から2番の7まで

横浜市公告第 227 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年8月14日第2024開1205号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内2丁目7番2号
株式会社オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡 良 介
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
緑区上山一丁目 214番の4及び 214番の6から 214番の15まで

横浜市公告第228号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年10月8日第2024開1607号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都武蔵野市境2丁目2番2号
株式会社飯田産業
代表取締役 築 地 重 彦
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
泉区和泉中央北六丁目 5,296番の1及び 5,296番の4から5,296番の12まで

横浜市公告第 229 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年2月13日第2024開210号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川区片倉三丁目3番10号
三 枝 日出夫
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
神奈川区片倉一丁目 547 番の 6 の一部、 548 番の 1 、 554 番の 6 、 554 番の 14 、 556 番の 1 及び 557 番の 4

横浜市公告第230号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第2025・1・1号
- 2 指定年月日
令和7年4月3日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
11.16 m
- 5 指定の場所
鶴見区馬場一丁目 1,207 番の4及び 1,208 番の14
- 6 申請者の氏名
株式会社廣瀬興業
代表取締役 廣 瀬 強

横浜市公告第231号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第2025・2・1号
- 2 指定年月日
令和7年4月3日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
34.07 m
- 5 指定の場所
神奈川区大口通 103 番の2、126 番の2、126 番の4 及び 126 番の15
- 6 申請者の氏名
株式会社ハウスプラン
代表取締役 鈴木 賢 広

横浜市公告第232号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

1 廃止する道路の指定番号

第40・144号

2 廃止年月日

令和7年3月31日

3 廃止する道路の幅員

5.50 m、6.50 m 及び 8.50 m

4 廃止する道路の延長

521.10 m

5 廃止の場所

旭区市沢町 627 番の4地先から 885 番の51地先まで、647 番の6地先から 885 番の76地先まで、869 番の3地先から 870 番の68地先まで、870 番の41地先から 870 番の63地先まで、870 番の59地先から 887 番の3地先まで及び 870 番の73地先から 885 番の37地先まで

横浜市公告第233号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第42・100号
- 2 廃止年月日
令和7年3月28日
- 3 廃止部分の道路の幅員
8.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
72.00 m
- 5 廃止の場所
緑区長津田みなみ台七丁目33番の1地先から緑区いぶき野24番の21地先まで

横浜市公告第234号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第43・22号
- 2 廃止年月日
令和7年4月15日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
45.00 m
- 5 廃止の場所
栄区鍛冶ヶ谷一丁目945番の5から元大橋一丁目1,045番の77
地先まで

横浜市公告第 235 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第41・19号
- 2 廃止年月日
令和7年4月2日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
252.55 m
- 5 廃止の場所
瀬谷区阿久和西三丁目2番の18地先から11番の5地先まで、10番の8地先から11番の6地先まで、11番の11地先から12番の15地先まで及び12番の12地先から13番の7地先まで

区告示

戸塚区告示第1号（令和7年4月2日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、不二美会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年4月2日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	土 屋 貞 光 戸塚区深谷町55番地の 28	金 子 晴 由 戸塚区原宿四丁目23番 4号

区 公 告

磯子区公告第37号（令和7年3月19日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和7年3月19日

横浜市磯子区長 高 橋 功

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 32 - 71 浜 横 浜	令和6年10月18日

泉区公告第28号（令和7年3月27日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和7年3月27日

横浜市泉区長 山口 賢

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 39 - 21 浜 横浜	令和6年10月6日
横 38 - 10 浜 横浜	令和6年10月28日
横 39 - 28 浜 横浜	令和6年12月26日
横 39 - 27 浜 横浜	令和7年3月22日

都筑区公告第42号（令和7年4月3日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和7年4月3日

横浜市都筑区長 佐々田 賢 一

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 38 - 70 浜 横浜	令和7年2月20日

水道局

横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山岡 秀一

水道局規程第5号（令和7年3月31日揭示済）

横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程

（横浜市水道局事務分掌規程の一部改正）

第1条 横浜市水道局事務分掌規程（昭和27年10月水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条 給水サービス部の項サービス推進課の部第9号中「下水道使用料の受託徴収」を「下水道使用料の徴収等を水道事業管理者に委任する規則（昭和43年6月横浜市規則第59号。以下「委任規則」という。）で規定する受任事務の統括」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(9)の2 委任規則で規定する受任事務の範囲を超えた下水道使用料債権の所管局への移管の決定に関すること。

第2条 給水サービス部の項サービス推進課の部第10号中「未納対策」を「債権管理及び回収の促進」に改め、同部第11号中「検針業務及び料金整理業務の委託」を「水道メーター検針業務及び料金整理業務委託」に改める。

（横浜市水道局係設置規程の一部改正）

第2条 横浜市水道局係設置規程（昭和36年9月水道局規程第22号）の一部を次のように改正する。

第3条 給水サービス部の項サービス推進課料金管理係の部第3号中「下水道使用料の受託徴収」を「下水道使用料の徴収等を水道事業管理者に委任する規則（昭和43年6月横浜市規則第59号。以下「委任規則」という。）で規定する受任事務の統括」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3)の2 委任規則で規定する受任事務の範囲を超えた下水道使用料債権の所管局への移管の決定に関すること。

第3条 給水サービス部の項サービス推進課料金管理係の部第4号中「未納対策」を「債権管理及び回収の促進」に改め、同部第5号中「検針業務及び料金整理業務の委託」を「水道メーター検針業務及び料金整理業務委託」に改め、同項水道事務所料金係の部第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 水道料金及び委任規則で受任した下水道使用料の算定及び徴収並びに過誤納金の還付に関すること。

- (4) 水道料金及び委任規則で受任した下水道使用料の減免に関すること。

第3条給水サービス部の項水道事務所料金係の部第5号中「検針業務及び料金整理業務の委託」を「水道メーター検針業務及び料金整理業務委託の監督」に改め、同部第7号中「水道料金滞納者の」を「水道料金の未納者に対する水道条例第39条第1号の規定に基づく、」に改める。

(横浜市水道局水道事務所規程の一部改正)

第3条 横浜市水道局水道事務所規程（平成28年3月水道局規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号及び第8号を次のように改める。

- (7) 水道料金及び下水道使用料の徴収等を水道事業管理者に委任する規則（昭和43年6月横浜市規則第59号。以下「委任規則」という。）で受任した下水道使用料の算定及び徴収並びに過誤納金の還付に関すること。

- (8) 水道料金及び委任規則で受任した下水道使用料の減免に関すること。

第3条第9号中「検針業務及び料金整理業務の委託」を「水道メーター検針業務及び料金整理業務委託の監督」に改め、同条第10号中「昭和33年4月横浜市条例第12号」を「昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「水道条例」という。」に改め、同条第11号中「水道料金滞納者の」を「水道料金の未納者に対する水道条例第39条第1号の規定に基づく、」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

交 通 局

交 通 局 告 示 第 6 号

横 浜 市 乗 合 自 動 車 の 運 転 系 統 の 一 部 改 正

横 浜 市 乗 合 自 動 車 の 運 転 系 統 （ 平 成 24 年 3 月 交 通 局 告 示 第 8 号 ）
の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 令 和 7 年 4 月 20 日 か ら 実 施 す る 。

令 和 7 年 4 月 15 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者

交 通 局 長 三 村 庄 一

1 普 通 系 統 の 表 37 の 部 中 、

「

37	ア	横 浜 駅 西 口 ～ 三 ツ 沢 グ ラ ン ド 前	鶴 屋 町 3 丁 目 、 浅 間 下	2.610	三 ツ 沢 グ ラ ン ド 使 用 の 各 種 行 事 の 際 臨 時 運 転
	イ	横 浜 駅 西 口 ～ 三 ツ 沢 グ ラ ン ド 前	岡 野 町 、 浅 間 下	2.410	
	ウ	三 ツ 沢 グ ラ ン ド 前 ～ 横 浜 駅 西 口	鶴 屋 町 3 丁 目 、 沢 渡	2.440	
	エ	東 神 奈 川 駅 西 口 ～ 三 ツ 沢 グ ラ ン ド 前	松 本 、 三 ツ 沢 西 町	4.340	

」

を

「

37	ア	横 浜 駅 西 口 ～ 三 ツ 沢 総 合 グ ラ ン ド 入 口		2.290	三 ツ 沢 グ ラ ン ド 使 用 の 各 種 行 事 の 際 臨 時 運 転 往 路 の み
	イ	横 浜 駅 西 口 ～ 市 民 病 院		2.270	三 ツ 沢 グ ラ ン ド 使 用 の 各 種 行 事 の 際 臨 時 運 転

					復路のみ
--	--	--	--	--	------

に改め、同表 151 の部中、
「

151	ア	横浜駅前～スカイ ウォーク前		11.110	往路のみ 急行運転
	イ	スカイウォーク前 ～横浜駅前	横浜駅改 札口前	11.220	復路のみ
	ウ	スカイウォーク前 ～横浜駅前	桜木町駅 前	11.220	復路のみ

を

151	ア	横浜駅前～スカイ ウォーク前		11.110	往路のみ 急行運転 臨時運行
	イ	横浜駅前～スカイ ウォーク前	横浜駅改 札口前	11.220	復路のみ 急行運転 臨時運行

に改め、同表 153 の部を削る。

交通局公告第1号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第2号の規定により、次の者を令和7年3月21日懲戒処分に付した

。

令和7年4月15日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三村 庄一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
高速鉄道本部総合司令所	運輸技術職員	佐々木 龍 樹	停職1箇月
自動車本部滝頭営業所	運輸職員	西 依 誠	戒 告
高速鉄道本部駅務管理所	運輸職員	安 藤 一 夫	戒 告

教育委員会

横浜市教育委員会達第2号

横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程（平成元年2月
横浜市教育委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月15日

横浜市教育委員会

第13条中「教職員人事部長」を「教職員企画部長」に改める。

附 則

この達は、公布の日から施行し、この達による改正後の横浜市立
学校の校長及び教員の選考に関する規程第13条の規定は、令和7年
4月1日から適用する。

人 事 委 員 会

横浜市人事委員会公示第1号（令和7年3月28日揭示済）

選考職（昇任）の指定の一部改正

選考職（昇任）の指定（昭和37年1月人事委員会公示第3号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

横浜市人事委員会

表中

「

都 市 整備局	都市デザイン室担当 係長（都市デザイン 調整に関する業務を 担当する職）	同 上	令和5年2月3日 指定
	都心再生課担当係長 （初黄・日の出町地 区対策等に関する業 務を担当する職）		平成25年4月1日 指定（変更）
	地域まちづくり課担 当係長（まちのルー ルづくり支援等に関 する業務を担当する 職）		平成19年3月22日 指定

」

を

「

都 市 整備局	都市デザイン室担当 係長（都市デザイン 調整に関する業務を 担当する職）	同 上	令和5年2月3日 指定
	地域まちづくり課担 当係長（まちのルー ルづくり支援等に関 する業務を担当する 職）		平成19年3月22日 指定

」

に改める。

正 誤

令和7年定期第192号211ページ上から14行目「泉区中田南一丁目1,366番の5、1,366番の32から1,366番の34まで、1,366番の35の一部及び1,366番の36から1,366番の38まで」は「泉区中田南一丁目1,366番の5、1,366番の32から1,366番の34まで、1,366番の35の一部及び1,366番の36から1,366番の39まで」の誤り。